

学校伝染病と出席停止期間について

- ・インフルエンザ : 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。
(幼児にあたっては、解熱した後3日)
- ・百日咳 : 特有な咳が消失するまで。又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
- ・麻疹 (はしか) : 解熱したあと、3日を経過するまで。
- ・流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) : 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
- ・風疹 (三日ばしか) : すべての発疹が消えるまで。
- ・水痘 (みずぼうそう) : すべての水疱が「かさぶた」になるまで。
- ・咽頭結膜熱 (プール熱) : 主な症状が消える後、2日経過するまで。
- ・結核 : 医師の診断の下、伝染の恐れがなくなるまで。
- ・急性出血性結膜炎 : 医師の診断の下、伝染の恐れがなくなるまで。
- ・流行性角結膜炎 : 医師の診断の下、伝染の恐れがなくなるまで。
- ・腸管出血性大腸菌感染症 : 医師の診断の下、伝染の恐れがなくなるまで。
- ・髄膜炎菌性髄膜炎 : 病状により医師において、感染の恐れがないと認めるまで。

※以下に示す感染症については、幼稚園にて感染が多く伝染性の強いものの例です。関東幼稚園では感染を広げないため、以下の感染症が疑われる場合は直ちに病院で受診して頂き、当園指定の登園許可証明書または連絡帳(無い場合にはメモ用紙でも構いません。)に受診した先生による登園許可を記して頂いて下さい。皆様のご協力をお願い致します。

- ・感染性胃腸炎 (ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症)
- ・溶連菌感染症
- ・伝染性紅斑 (りんご病)
- ・手足口病
- ・ヘルパンギーナ
- ・伝染性膿 (とびひ)
- ・その他感染症

登園許可証明書

年 月 日

関東幼稚園 園長殿

園名： 関東幼稚園

園児名： _____

病名： _____

上記の病名で、下記の期間は療養中でしたが、本日、診察の結果、伝染病の可能性はないと判断し、登園を認めます。

【登園停止期間】

年 月 日 から 年 月 日

医療機関名：

医師名： _____

切り取り線

登園許可証明書

年 月 日

関東幼稚園 園長殿

園名： 関東幼稚園

園児名： _____

病名： _____

上記の病名で、下記の期間は療養中でしたが、本日、診察の結果、伝染病の可能性はないと判断し、登園を認めます。

【登園停止期間】

年 月 日 から 年 月 日

医療機関名：

医師名： _____